

男鹿市告示第39号

男鹿市委託型地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市委託型地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少や少子高齢化が進行する本市において、市外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持及び強化を行うため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、男鹿市委託型地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(隊員の活動)

第2条 隊員は、市が実施する協力隊委託業務の受託事業者（以下「受託者」という）と雇用契約を締結し、市と連携して次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 農林水産業振興に関する活動
- (2) 商工観光振興に関する活動
- (3) 地域活性化に関する活動
- (4) 地域間交流及び移住・定住の促進に関する活動
- (5) 起業支援に関する活動
- (6) その他市長が認める活動

(委嘱)

第3条 隊員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 総務省が公表する「特別交付税措置に係る地域要件確認表」において定める3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域以外)に住居票を有する者若しくは地域おこし協力隊経験を2年以上有している者で前任地での解職から1年以内の者
- (2) 心身ともに健康で、地域活動に意欲と熱意を有し、積極的に活動できる者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者

2 隊員の身分は、受託者の職員とし、市と職員との雇用関係は生じないものとする。

3 第1項の委嘱を受けた者は、直ちに男鹿市に生活の拠点を異動し、住居票を異動しなければならない。

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、その委嘱の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で市長が定め、最長3年まで延長することができるものとする。

(勤務条件等)

第5条 隊員の勤務条件については、市と協議の上、受託者が定めるものとする。

(報酬及び活動経費)

第6条 隊員の報酬及び活動に必要な経費は、受託者が協力隊委託業務の委託料の範囲内で支払うものとする。

(勤務地)

第7条 隊員は、市及び受託者との協議の上、受託者が指定した場所で勤務することとする。

(活動報告)

第8条 隊員は、受託者を通じて活動の状況を定期的に市長に報告しなければならない。

(解嘱)

第9条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 隊員本人から解嘱の申し出があったとき。
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(守秘義務)

第10条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。